

議案第 2 2 2 号

町の区域を変更することについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条第 1 項の規定により、さいたま市内の町の区域を別紙変更調書のとおり変更するものとする。

平成 2 1 年 1 1 月 2 5 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

(別紙)

変 更 調 書

大字中尾字不動谷に編入する区域

大字中尾字駒前581の一部、585の一部、587の一部、589の一部、591の一部、593から595までの各一部、641から647までの各一部、755の1の一部、755の2の一部、756の一部、762の一部、764の1の一部、766の1、771の1、774、777の1、778の1、779から784まで、785の1、786、787の1、788の1、789の1、848、849、850の1、850の4、850の5、851の1、851の2、853の1から853の7まで、854、857の1、859の1、860の2及びこれらの区域に介在する道路である市有地の全部

(平成21年9月17日調査)